

椎葉村工事請負契約約款の一部改正について

椎葉村工事請負契約約款を次のとおり一部改正する。

改正前	改正後
<p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、特に契約で定めた場合は、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を前項の工程表に添えて提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、<u>請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)</u>及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にかかる法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>(建設資材を県外から購入する場合の通知等)</p> <p>第7条の2 [略]</p>	<p>(建設資材を県外から購入する場合の通知等)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p><u>(下請負人の社会保険加入義務)</u></p> <p><u>第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を</u></p>

<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [] 主任技術者（建設業法 <u>（昭和24年法律第100号）</u> 第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は [] 監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p><u>下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [] 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は [] 監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
---	--

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。